

## 子ども会向け加入促進啓発クリアファイル広告募集要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、子ども会の活動などを紹介するとともに、子ども会への加入を促進するために次年度の新小学1年生へ向けて配布する子ども会向け加入促進啓発クリアファイル（以下「クリアファイル」という。）への広告掲載の募集について、名古屋市広告掲載要綱及び子ども青少年局広告掲載要領（以下「局要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (広告媒体)

第2条 広告掲載を募集する広告媒体である「クリアファイル」は、局要領第2条第1号に規定する名古屋市子ども青少年局が発行する印刷物であり、その概要は次のとおりとする。

|          |  |
|----------|--|
| (1) 名称   | 子ども会向け加入促進啓発クリアファイル                                    |
| (2) 規格   | A4版縦 両面フルカラー   |
| (3) 発行部数 | 21,000冊（令和8年度作成分）                                      |
| (4) 発行時期 | 令和8年9月頃  |
| (5) 配付時期 | 令和8年10月以降  |
| (6) 使用方法 | 子ども会加入促進の取り組みとして、各小学校において、就学前健診などの機会に、新規就学児童の保護者に配布する。 |

### (掲載広告)

第3条 「クリアファイル」に掲載する広告の概要は次のとおりとする。

|              |  |
|--------------|--|
| (1) 掲載面・スペース | クリアファイル裏面<br>2枠 各天地60mm、左右80mm（「広告掲載面図1」参照）<br>※同一面の2枠同時に広告掲載を希望する場合は、2枠を左右に寄せて合わせて掲載することができる。この場合、2枠分の広告掲載料が発生するものとする。                          |
| (2) 掲載方法     | 写真製版   |
| (3) 広告掲載料    | 1枠あたり1部5円以上<br>ただし、発行部数の変動に関わらず、合計金額は、前条の発行部数を乗じた金額とする。  |
| (4) 掲載期間     | 令和8年度内（令和8年度作成分）   |
| (5) その他      | ア 広告面には、連絡先を記入するものとする。<br>（広告主ウェブサイトのURL及びQRコードの掲載可）<br>イ このクリアファイルは、各小学校から保護者へ配布されることから、教育関連事業に関しては「教育関連事業の掲載の可否について」（別表）に基づいて、掲載の可否を判断するものとする。 |

(募集期間)

第4条 広告の募集期間は、令和8年5月19日から令和8年6月12日までとする。

(申込み手続き)

第5条 広告の申込みを行う者は、前条に規定する募集期間中に、「名古屋市子ども青少年局広告掲載申込書兼見積書（様式第1号）」に、掲載したい広告概要、デザインを記載した書面を添えて、下記まで持参、郵送又は電子メールにより申し込むものとする。

申込み・問合せ先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課

電話 052-972-2521 ファックス 052-972-4439

電子メール [a3258@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp](mailto:a3258@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp)

(選考方法)

第6条 掲載する広告の選考は、広告内容について局要領第9条第1項の規定に基づく審査会の承認を経たものの中から、提示金額の高いものから順に決定するものとし、提示金額が同額の場合は、次の各号に掲げる順位により決定するものとする。

(1) 第1順位 名古屋市子育て支援企業認定・表彰制度実施要綱第7条第1号の規定により子育て認定企業に認定されているものであること

(2) 第2順位 市内に本社、支店、営業所等を有する事業者又は商店街・専門店等の連合体であること

2 前項によってもなお募集枠数を超えた場合は、抽選により順位を決定するものとする。

(広告掲載料の納入方法)

第7条 前条による広告掲載の決定者は、青少年家庭課長が指定する期日までに所定の納付書により、第3条に定める広告掲載料を一括前納するものとする。

(掲載手続き)

第8条 広告掲載の決定者は、掲載する広告の完成原稿を、電子データにより令和8年6月30日までに青少年家庭課へ提出するものとする。なお、広告の掲載枠については応札額の総額の高かったものから選択することができるものとし、同額の場合は、抽選による。

(例) A社・B社で応札額が以下であった場合の掲載枠希望順位

| A社          | B社          | 掲載順位                        |
|-------------|-------------|-----------------------------|
| 1枠 130,000円 | 1枠 100,000円 | 1位：A社 2位：B社                 |
| 2枠 200,000円 | 1枠 130,000円 | 1位：A社 2位：B社<br>枠単価ではなく総額で比較 |

|              |              |                                    |
|--------------|--------------|------------------------------------|
| 2 枠 200,000円 | 1 枠 250,000円 | 1 位 : B 社 2 位 : A 社<br>枠数ではなく総額で比較 |
| 2 枠 200,000円 | 2 枠 250,000円 | 1 位 : B 社 2 位 : A 社<br>総額で比較       |

(その他)

第9条 この要領に定めがない事項については、青少年家庭課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年5月19日から施行し、令和9年3月31日をもって失効する。

[広告掲載面図1]

クリアファイル裏面

※クリアファイルとして使用する際に、内容物が見えるようにするため、この部分については透明とする。

掲載枠①

掲載枠②

本市が広告内容等を推奨するものではありません

お問い合わせ先

子ども会への加入等、詳しく知りたい方は  
名古屋市公式ウェブサイトをご覧ください。

名古屋市 子ども会に入ろう で検索!



お問い合わせ先

今しかできない体験を通して仲間づくり!

# 子ども会に入ろう!

子ども会ってどんなところ?  
動画で見よう!

楽しい行事がいっぱい!

詳しくはこちらから

ドキドキワクワクがたくさん!

子ども会活動でこんなことを目指しています

- 仲間づくりを通して、心豊かな子どもの成長を目指します
- 地域で活動することで、子どもが社会の一員として喜びを感じることができます
- 親も参加することで、親自身の仲間づくりにもなります

名古屋市

教育関連事業の掲載の可否について

| 事業種類                           | 掲載の可否 | 理由  |
|--------------------------------|-------|---|
| 就学前児童を対象とした塾・プレスクール等           | △     | 単に就学前児童の学習を目的とするものは可<br>小学校受験を目的としたものについては不可（個別の判断が必要）                                |
| 私立幼稚園                          | ○     | 幼児教育については、公私協調により本市教育行政を推進しているため  |
| 私立小・中学校                        | ×     | 義務教育については、市立小・中学校教育を推進しているため  |
| 学習塾・通信教育・家庭教師（主に小・中学生を対象としたもの） | ×     | 塾等に頼らない信頼される公教育の推進を目標とし、施策を推進している立場上、矛盾が生じるため<br>また、通信教育・家庭教師については、学習塾と類似事業と考えられるため不可 |
| 英会話                            | △     | 単に生涯学習の推進を目的とするものは可<br>小中学生を対象とし、中学校受験等を目的としたものについては不可（個別の判断が必要）                      |
| 学習参考書等                         | ○     | 自己学習の補助として使用されるものであり、公教育と競合するものではないと考えられるため可  |
| ピアノ、水泳、ダンス教室等                  | ○     | 生涯学習の推進であるため  |
| 私立高校<br>大学                     | ○     | 公私協調により本市教育行政を推進しているため  |
| 予備校                            | ○     | 主として義務教育課程を修了としたものを対象とするものであり、子ども自らの判断により選択できるものであるため                                 |